

令和 6 年

第 7 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和6年第7回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和6年5月9日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時30分

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委 員 吉村 昌之
大塚 和歌子
伊勢 昌弘
奥 真由美
松塚 智宏

6 説明のための出席者

教育次長	小林 栄幸	教育次長	藤澤 修
総務課長	高島 知行	生涯学習課長	古屋 桃香
文化財保護室長	五十嵐 一治	高校教育課長	久慈 隆正

7 会議に付した事項

議案第15号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第16号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
議案第17号 秋田県立図書館協議会委員の任命について
議案第18号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
議案第19号 教職員の任免について

8 可決した事項

議案第15号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第16号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
議案第17号 秋田県立図書館協議会委員の任命について
議案第18号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
議案第19号 教職員の任免について

9 報告事項

・ 令和7年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和6年第7回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は3番伊勢委員と4番奥委員をお願いします。

審議に入る前に、本日の会議ですが、議案第19号は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、そのように進行します。

はじめに、議案第15号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第15号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明概要

- ・委員10名の任期が満了となることにより、秋田県ふるさと村条例第6条に基づいて任命を行うものであり、8名が新規の任命、2名が継続での任命となる。
- ・任命する委員は、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、利用者からの選出となる。
- ・今回の改正により、委員の平均年齢は53.3歳、女性比率は40%となる。
- ・委員の任期は、令和6年6月10日から令和8年6月9日までである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

公募で利用者の方が任命されていますが、任命された方以外で公募の方はいましたか。

【生涯学習課長】

公募は任命された方1名のみでございます。

【吉村委員】

学識経験者の意味合いを教えてください。

【生涯学習課長】

今後、美術館に求められる役割に鑑みて、広報力の強化、地域との密接な連携、そして観光の

拠点として美術館が発展していくための識見を有する方を学識経験者として選出しております。

【吉村委員】

10名の委員が任命されていますが、定数の上限はありますか。

【生涯学習課長】

近代美術館の協議会については10名以内となっており、今回は定数どおりとなります。

【松塚委員】

任命された委員の方は横手市の方が多く見受けられますが、これは横手市との連携を強化するという意味合いでの選出なのか、あるいは候補者の方で県北の方がいない事由などを教えてください。

【生涯学習課長】

県北からの選出がなく、県内バランスがどうしても難しくなっておりますが、選出されている方々にはその地域だけでなく広域的に活動されている方もいらっしゃいますので、全県的な視野からご意見をいただけたと考えています。また、学校利用や観光の推進の観点から、立地のところで実情をよく知っている方に委員になっていただくのは適切であるという風にも考えております。

【大塚委員】

利用者枠の方の役職が地域おこし協力隊とありますが、他に本業などはしているのでしょうか。

【生涯学習課長】

地域おこし協力隊として秋田市で働かれている方なので、こちらが本業となります。

【吉村委員】

地域おこし協力隊は任用期間が決まっていると思いますが、その任期内で協議会の任期を満了できるのでしょうか。

【生涯学習課長】

確認した後に改めてご報告させていただきたいと思います。

【松塚委員】

先日近代美術館に行かせていただいたのですが、展示の仕方やコンセプトが素晴らしいと感じました。高齢者や障がい者を含む幅広い方々へ見てもらえるように工夫して取り組んでいらっしゃると思うので、今後は広報・PRにもますます力を入れていただければと思います。

一方で大学との連携が今後の運営で鍵となってくると思います。選出された委員の中では大学関係者は1名のみとなっておりますが、この方にご協力いただき大学と連携していくといった認

識でよろしいでしょうか。

【生涯学習課長】

そのとおりでございます。

また、この方は障がい者の生涯学習について非常に力を入れているということで、その観点と大学との連携についての識見もあるということで選出した次第であります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第15号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第15号を原案どおり可決します。

次に、議案第16号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第16号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」説明概要

- ・委員13名のうち2名の委員が退任になることにより、秋田県立博物館条例第3条第4項に基づいて任命を行うものである。
- ・新しく任命する2名はいずれも学校教育の関係者として選出しており、前任の退任に伴い推薦を受けて選任するものである。
- ・今回の改正により、委員の平均年齢は56.2歳、女性比率は46.1%となる。
- ・委員の任期は前委員の任期を引き継ぎ、令和7年7月8日となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

すでに委員として任命されている方で、先程の近代美術館協議会委員と兼ねて選任されている

が、これは何かしらの意図はあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

意図はございませんが、地域性の観点等から、同じ方をお願いをしているところがございます。県の施設として多様な意見を取り入れたいところもございますので、今後、公募委員の割合を増やすなどバリエーション豊かな選任を考えていきたいと思っております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第16号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第16号を原案どおり可決します。

次に、議案第17号「秋田県立図書館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第17号「秋田県立図書館協議会委員の任命について」説明概要

- ・委員14名のうち2名の委員が退任になることにより、図書館協議会に関する条例第4条の規定に基づいて任命を行うものである。
- ・今回の改正により、委員の平均年齢は52.9歳、女性比率は57.1%となる。
- ・委員の任期は前委員の任期を引き継ぎ、令和7年11月8日となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

この協議会は図書館の何について協議する会なのか教えてください。

【生涯学習課長】

図書館の現状や今後のあり方について検討していただいております、年に2回程度協議をしております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第17号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第17号を原案どおり可決します。

次に、議案第18号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第18号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明概要

- ・現在、建造物・絵画・歴史・民俗・動植物等を専門に研究されている学識経験者で構成しており、その内1名は審議の透明性を確保するとともに広く文化に関する大きな視点から提案をいただくという観点から、秋田魁新報社の文化部長をお願いしている。
- ・この度、文化部長としてお願いしていた委員が社内異動するため、秋田県文化財保護条例第45条第4項に基づいて後任者を任命するものである。
- ・委員の任期は前委員の任期を引き継ぎ、令和7年3月31日となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊勢委員】

新たに選任される方について議案15号、17号でも選任されているが、同じ方が兼任するというのは広い観点からみてもどうかという感想を抱く。

【安田教育長】

ご意見として受け止め、次年度に向けて検討して参りたい。

【吉村委員】

委員である魁新報社の文化部長と連携して文化に関する情報を発信するということはしているのでしょうか。

【文化財保護室長】

昨年度末まで3年間通して行った郷土食調査を連載記事にしたり、縄文の世界遺産などの文化財を保護する事業を取り上げてもらうなど、周知広報するのに便宜を図っていただいております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第18号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第18号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和7年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和7年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について」説明概要

- ・受付期間は5月10日から5月27日までである。
- ・第一次選考試験は7月13日から14日、第二次選考試験は8月31日から9月2日に実施する。
- ・採用予定人数は、小学校教諭等が110名程度、中学校教諭等が64名程度、高等学校教諭等が26名程度、特別支援学校教諭等が25名程度、養護教諭が11名程度で、合わせて236名程度の採用を予定している。
- ・昨年度に引き続き中学校教諭等志願者に対して、小学校教諭等との併願を認め、10名程度採用する予定である。
- ・高等学校と特別支援学校高等部の実習助手も若干名採用する。
- ・特別選考については、昨年度に引き続き、障害者特別選考、教職大学院特別選考、大学推薦特

別選考、言語聴覚士有資格者特別選考、社会人等特別選考を実施する。

- ・今年度新たに社会人特別選考において、小・中学校教諭等として外国語活動、外国語（英語）の採用を行う。

- ・受験の優遇措置については、昨年度に引き続き、教職経験者優遇を実施するほか、加点による優遇措置として、今年度新たに社会教育主事になるための資格に係る単位を修得している場合も加算対象とする。

【吉村委員】

応募する方々の過去の犯罪歴等の確認はどのように行っているのでしょうか。

【高校教育課長】

本人の自己申告の他、提出している免許証等を確認しデータベースを用いて照合しております。

【大塚委員】

新たに採用される方の待遇について、他県と比べると給料はどれくらい差があるのでしょうか。また、教職調整額が10%に引き上げられるということで応募する方が増えたなどの影響はあるのでしょうか。

【高校教育課長】

どれくらい差があるか正確な数字は無いですが、全国で見ると決して高くは無くむしろ低いのが現状です。教職調整額の引き上げについては、まだ可決されておらず4%のままでありますので影響は無いと思われます。

【松塚委員】

他県の先生方が秋田に移りたいとなったときにまず知りたい部分のひとつは、給料の部分だと思います。もう少し詳しい情報を公開資料に掲示できるとより検討しやすくなるのではないかと思いますので、中途採用の場合の条件掲示についても是非検討いただければと思います。

【安田教育長】

ご意見を受け止め、次年度以降広報活動の際に参考にさせていただきたいと思います。

【松塚委員】

国が各県に採用試験を5月に行うよう前倒しを求めていると聞き、そうなった場合受付期間も前倒しになり年度末に対応することになると思うのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

【高校教育課長】

文部科学省から通知はありましたが、5月に決定という訳ではありません。東北ブロックで試

験の日程は統一しておりますので、各県の担当者と前倒し可能かどうかも含め検討していく予定です。

【奥委員】

採用試験に関連して、教員免許を取得するには大学１年目から履修をしなければ厳しいと思うのですが、２年目、３年目で先生になりたいと思ってもできないというのが実情だと思います。１年目から就職を決定するというのはなかなか難しいので、いつでも教職を目指すことができるようになれば、将来的に教員不足の解消に繋がるのでは無いと思います。

【安田教育長】

大学もカリキュラムを組む都合上大変だろうという風には感じておりますが、連携を強化し少しでも教員不足解消に繋がるよう努めていきたいと思います。

他に無ければ、「５ その他」として何かございませんか。

議案第１９号は、人事案件であることから、秘密会にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、秋田県教育委員会会議規則第２５条により秘密会といたします。傍聴の方は退室願います。

※秘密会のまま終了

教 育 長

３ 番

４ 番